

医政発 1018 第 22 号
薬生発 1018 第 2 号
平成 30 年 10 月 18 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について (通知)

医師法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 122 号) については、平成 30 年 10 月 11 日に公布され、同日施行されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 47 号) に規定する第 2 号書式 (医師届出票) の一部改正

各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、「勤務状況」、「従たる従事先の件数」、「分娩の取扱いの有無」及び「出身地」の欄を医師届出票に新たに設けるとともに、効率性と経費削減を考慮し、情報配信及び調査等をメールにより実施するために、「メールアドレス」の欄を追加したこと。

「外国の医学校」で医学課程を修めた者による医師国家試験受験者数が増加しており、その実態とその後のキャリア等について把握するために「医学課程を修めた外国の医学校のある国」の欄を追加したこと。



各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、「勤務状況」、「従たる従事先の件数」、「分娩の取扱いの有無」及び「出身地」の欄を医師届出票に新たに設けるとともに、効率性と経費削減を考慮し、情報配信及び調査等をメールにより実施するために、「メールアドレス」の欄を追加する。「業務の種別」の欄に「介護医療院の勤務者」を追加したこと。

その他所要の改正を行ったこと。

第二 歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）に規定する第 2 号書式（歯科医師届出票）の一部改正

形式的な改正を行ったこと。

第三 薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）に規定する様式第 6（薬剤師届出票）の一部改正

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行に伴い、平成 30 年 4 月 1 日から「介護医療院」が創設されたため、「業務の種別」の欄に「介護医療院の勤務者」を追加したこと。

その他所要の改正を行ったこと。

以上

(参考)

- 別添1 医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 122 号）
- 別添2 医師法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文